

「バウンドテニス指導者保険」制度導入の背景

バウンドテニスの普及手段として、「初心者体験教室」の開催は無くてはならないものとなっています。参加者が「楽しかった。続けてバウンドテニスをやってみよう。」と思ってもらうためには、何よりも楽しく安心してバウンドテニスができるような環境を作るために、指導者が十分安全対策に気を配ることが必要です。

新聞報道などをご存知のとおり、スポーツ指導中の事故から指導者への損害賠償請求に至る事例が近年増加しています。法的には、「スポーツに参加する人々が事故や怪我なく、その指導を受けられるよう、最善の注意を払いなさい。」と指導者に安全配慮義務を課しています。「スポーツにケガはつきもの」という感覚は現代では通用しなくなりました。

「スポーツ事故と法的責任」、「求められるスポーツ指導上の安全管理策」という観点から「バウンドテニスの指導における現状」をみると下記のような課題が挙げられます。

1. バウンドテニス指導者、ならびに関係者の、スポーツ事故に関する認識と現実の判例とに相違がある。
2. 似たような保険に入っているから大丈夫と安心しているが、指導中事故が起きた場合、第三者賠償保険の適用外と判断される場合が存在することを知らない。
3. 日頃の安全管理に関する考えが希薄であり、必要なことも実践されていない場合が多い。
4. 「初心者体験教室」など不特定多数を募集した講習会が盛んであり、安全管理面で危険をはらんでいる意識が低い。
5. 指導に携わるスタッフは専門家ではなく、アマチュアの善意のボランティアであり、安全配慮まで注意が行きわたらないケースが多い。
6. 「ヒヤリ、ハット」を含め、軽事故は数多く発生している。
7. 大きな怪我でも訴訟に至った前例はないようで、危機感に乏しい。

普及促進につながる「初心者体験教室」の開催は、今後ますます活発に行って欲しい活動であり、これらの課題を早急に解決、解消すべく今後下記3点の行動を実践していくことが必要であり、ここに「バウンドテニス指導者保険」を導入しました。

■バウンドテニス指導上の安全管理向上策

1. 指導者の安全管理に関する認識を新たにする。
2. 実際に何をどのようにすればいいのか、具体的な教室開催における安全配慮策例を提示し、応急処置訓練を含め、啓蒙、研修活動をしていく。
3. 万一の場合のリスクをカバーできる指導者を対象とした損害賠償責任保険を導入し、有資格者全員に加入を促す。

スポーツの事故と法的責任について

スポーツ関係者の常識、「スポーツにケガはつきもの。自己責任である。」
この考えは法律の世界でも通用するのか。

■ **試合中の選手間においては**この考えは現在も通用する。

「ルールに従ったスポーツによって生じる加害行為は正当業務行為である。」

民法：違法性阻却事由（プレー中のプレーヤー同士の間の事故の場合）

判例：

「ルールに著しく反することがなく、かつ通常予測され許容された動作に起因するもの」（東京地判S 4 5）

「競技の規則に反することなく、通常許容された行為である限り（故意、重過失による行為は含まない）」（東京地判S 4 8）

スポーツのプレーヤーはルールに従ったスポーツ行為中に当該スポーツから通常生じる被害の発生を受忍したうえでスポーツに参加しているのでプレーヤー同士にそのような被害が発生したとしてもそれを受忍しているものとみなされ法律上の損害賠償責任の発生が否定されるものである。

したがって、そのスポーツが通常予想している範囲内の行為によってスポーツの相手方に軽い傷害を与えたとしてもその行為に違法性はなく損害賠償責任は発生しない。

■ **指導者と受講生間においては**「スポーツにケガはつきもの。自己責任である。」という考えは通用しない。

● **バウンドテニスの講習会等でよくある練習と同様のテニス練習中の事故判例**
(横浜地判S 5 8 / 抜粋、要約)

初心者クラスにおいて、指導者が送球し打ち返させ、練習者以外の受講生に対しては、ボールを途切れさせないようにするため、ボール拾いをさせていた。球拾い中の受講生の右眼球にボールが当たり、傷害を負った。

指導者証言の、事故を避けるため背を向ける姿勢でボールを拾うよう指導していたとの供述は信用できず、認定を左右するに足りる証拠はない。

受講生の生命・身体を損なうことのないようその受講者の資質、能力、受講目的に応じた適切な手段、方法で指導をなすべき注意義務があるところ、これを怠り、主婦で初心者の原告に対し、練習者の近くでボール拾いをする危険性やその危険防止について何の指導もしないまま、前記のとおりボールが衝突する危険のある状況でのボール拾いを指示してこれをさせ、その結果傷害を負わせるに至っ

たものと認められるから、被告は、**傷害によって被った原告の損害を賠償すべき義務がある。**

テニスでは毎年1件から2件いわゆる「大型訴訟」が起きているが、示談、和解になった場合賠償額がなかなか表に出てこないため通常調査は困難であるが、他にテニス指導上の損害賠償実例を挙げる。

- ◇ ボレー練習で自打球による眼球打撲から失明→8,000万円
- ◇ 転倒による捻挫、剥離骨折から後遺症、失業→約5,000万円（示談）
- ◇ 試合形式練習中勢い余って壁に衝突、肩脱臼骨折→給付金51万円
- ◇ コートでの駆け足で接触転倒し後頭部強打、頭蓋内出血により四肢機能障害→1,319万（被害者既往症による減額請求額13,747万円）
- ◇ 他の生徒のサービスによる眼球打撲、視力低下→986万円（調停）
- ◇ ウォームアップのミニサッカーで眼球打撲、視力障害→319万円（示談）
- ◇ 他のコートからボール飛来眼球打撲、角膜上皮剥離→319万円（示談）
- ◇ 指導者のボールがパートナー役の生徒右眼球に当たり網膜剥離→係争中
- ◇ 試合形式練習中勢い余って壁に衝突、肩脱臼骨折→給付金51万円

■ 最近の裁判傾向

裁判所は、「危険同意(引受)の法理」といって、むかしは、スポーツ中の事故について過失をあまり問わない傾向にあり、指導者の管理責任についても同様に、「事故は注意しても起こるもの」と、あまり厳しく責任を追及しない傾向にあった。しかし、**最近**は「**スポーツは安全が基本**」として、**過失を問う傾向にある。**

また、以前は過失の立証を被害者が行っていたが、近年では**加害者側に立証させる事が多くなっている。(安全管理に関する立証を行い、「証拠」と「証人による証言」が認められた場合に限り、その部分に関する賠償額を減じていく方式)**

現在では、老若男女すべてが安心して、事故もなく、楽しくプレーできるよう、指導者は常にその責任＝義務を自覚しなければならない。その義務を法的に見ると「**意識を集中させて結果(事故)発生を予見し、それに基づいて結果発生を回避するという注意義務**」ということになる。

受講者の安全を守ることが一番重要なことだが、スポーツ事故における裁判所の判決は指導者に対して厳しいものがあり、責任と賠償を負うこととなるため、指導者が受講者の安全に留意することは、自分の身を守ることにも繋がる。

善意による無償のボランティア指導者だからといって、責任を免除されるものではなく、まさに、高度な安全配慮義務が求められている時代なのである。

■ 予見義務、回避義務とは

● 事故発生の予見

個人の身体問題（運動能力、運動歴、体質、持病、体調・・・）や施設や用具の状態を把握し、事故が起こる可能性がないか、起こるとすればどのような事故かをチェック（予見）する。

● 回避のための具体的措置

その上で事故発生を回避出来るプログラムを立て、また、具体的な措置を事前に取りなければならない。

■ 指導者の刑事責任と民事責任

1. 注意義務違反による刑事責任と例

- ① 過失傷害罪—高校体育：転倒から過料10日の頸椎捻挫
- ② 過失致死罪—潜水指導：溺死
- ③ 業務上過失致死罪—高校ラグビー部：熱中症死亡

2. 安全配慮義務違反による民事責任

- ① 結果予見義務違反—サッカー大会中の落雷負傷など
- ② 結果回避義務違反—
- ③ 安全配慮義務違反（民法415条）—ボート部転覆死亡、野球ノック練習負傷、組み体操練習、冬山研修会雪崩で講師過失
- ④ 不法行為（民法709条）

「安全配慮意識の徹底」

スイミングスクールやテニススクールなどでは、事故および訴訟情報入手機会が多いため、安全配慮が徹底されてきている。民間の営利団体が行うものとして当然だが、生涯スポーツであるバウンドテニスなどにおける、無償奉仕の指導者や学校や自治体の職員の「指導手伝い」であっても、法的には例外はなく、可能な限りの安全配慮を行わなくてはならない。

● 「初心者教室」開催時における安全配慮策例

1. コートや設備のチェック

- ・コートとコートの間は十分にスペースがあるか。
- ・通路とコートの間は十分にスペースがあるか。
- ・コートに足が引っ掛からないよう、テープで留めてあるか。
- ・床が滑りやすく（滑りにくい）になっていないか。
- ・コートに異物が落ちていないか。
- ・ネットポールのフックなど危険な状態がないか。
- ・防球ネットが近すぎたり、踏むと滑り、転倒しやすい状態になっていないか。
- ・コート周辺に跳び箱やマット、ロープ、荷物、タオルなどが出しっぱなしになっていないか。

2. 参加者の健康状態などをチェック

- ・傷病治療中か否か。
- ・心臓関連の既往症はあるか。
- ・過去に大けがをしたことがあるか。
- ・また、後遺障害はあるか。
- ・発熱中ではないか。
- ・以上の場合、医師の同意は得てきたか。
- ・二日酔い、寝不足は、危険を伴うものではないか。
- ・水分は補給してきたか。

3. 参加者の服装などをチェック

- ・運動に適した服装か。
- ・危険な指輪などを着けていないか。
- ・シューズは、危険を伴う滑りやすい（滑りにくい）底のものではないか。
- ・熱中症になりやすい着方ではないか。
- ・靴紐はほどけていないか。

4. 怪我・事故防止のための申し合わせ
 - ・体調が悪いときや持病があるときは、事前に申し出るよう注意喚起する。
 - ・プレー中に体調が悪くなったり、怪我をしたとき（見かけたとき）はすぐに報告するよう注意喚起する。
 - ・バウンドテニスで起こりやすい怪我について特に注意を促す。
 1. 眼球打撲、アキレス腱断裂、足首の捻挫、肉離れ、転倒による打撲
 2. 衝突による打撲、ラケットによる打撲
 - ・バウンドテニスで起こりやすい疾病について特に注意を促す
 1. 熱中症、
 2. 心筋梗塞、脳梗塞
5. 応急処置や救急要請対応準備
 - ・応急処置の用具用品の準備は完全か。（特に氷、コールドスプレーの残量）
 - ・応急処置対応者は事前に決めているか。
 - ・外科、内科、眼科それぞれの救急対応病院を確認、確保する。
 - ・特に、眼科医の休日担当医を事前に確認する。
 - ・救急車要請のマニュアルは作ってあるか。（Q & A確認）
 - ・救急車への同伴者は決めてあるか。
 - ・家族への連絡先は調べられるようになっているか。
 - ・AEDの設置場所確認と作業担当者を複数選定しておく。
6. 安全に配慮した内容を確認する
 - ・年齢、性別、運動経験、体調等を考慮したクラス分け・コート分けを行う。
 - ・年齢、性別、運動経験、体調等を考慮した練習内容を選択する。
 - ・練習内容に危険を予見したら、すぐ予定を変更するなど臨機応変に対応する。
7. 安全管理日誌の記帳
 - ・どういう安全管理を行ったのか、具体的な内容の記録を講習会日誌などに記入することを習慣にする。
 - ・事故、けがについて、発生状況と対応を詳細に記録する。
 - ・以上は、万一の場合の唯一の証拠となる。
8. 事故後の対応
 - ・即座の応急処置をおこなう。
 - ・病院搬送の場合必ず同伴する。
 - ・家族への報告をする。

*本人が帰宅した場合

1. 翌日容体を聞き、お見舞いをする。
2. 自宅に花など持参しお見舞いに行く。
3. 週に一度は容体を確認しお見舞いする。

*入院した場合

1. 責任者と指導者が翌日揃ってお見舞いに行く。
2. 週に1度はお見舞いに行く。
3. 退院してからも電話で容体経過を聞きお見舞いする。

- ・容体確認などお見舞いの期間は、「相手が恐縮するまで」
- ・誠意をもって対応すること
- ・具体的なフォロー内容の記録を講習会日誌などに記入する。

上記は一例であるが、考えられる可能な限りの安全配慮、そして安全管理日誌等への記帳などによる指導スタッフの意識改革の徹底と、安全配慮の証拠化が必要である。

各都道府県協会のリードの元、「初心者体験教室」の開催時のみならず、各種大会および日頃のクラブ活動においても、安全管理、健康管理への意識を高め、いつまでも安心して楽しくバウンドテニスをプレイできる環境を作りあげることに関がれば幸いである。